

訪問販売法問題に関する見解

1991年5月13日

日本科学者会議

現在政府は、訪問販売法（訪問販売等に関する法律）における「指定商品」の中に、新たに新聞や政党機関紙等を入れようとしており、そのことをめぐる是非が論じられている。この法律の目的は、その第1条に明記されているように商取引を公正にし、購入者が損害を受けないよう保護し、商品流通の円滑化を図るところにある。したがってその精神は消費者が不当な商取引にだまされないようにするものとなっており、法律の骨子は、そのため必要な書類提示などを訪問販売員に義務づけたり、あるいはクーリングオフ制度の実行を課したりするものとなっている。また違反者への罰則も設けられている。この限りにおいては、一般市民生活にとって積極的な面をもつ法律であるといえる。

ところで政府は、今回この法律による規制の範囲に、新聞等を加えようとしているが、この措置は重大な問題をはらむといわざるを得ない。なぜならこの措置は、今日国民世論を形成するうえで大きな役割を果たしている新聞等に大きな制約を課す危険性があるからである。新聞の編集と販売の自由がどの程度保障されているかは、その国の民主主義の成熟度をはかるバロメーターのひとつであるといえるが、今回の政府の措置はこの新聞の意義を評価せず、悪徳商法で問題とされている商品一般と同一視しようとしている点で問題である。たしかに現行の法規制の対象として「雑誌・書籍及び地図」が「指定商品」とされているが、それは高価な学習教材等の押しつけ販売から消費者を保護するためというのが実情であって、新聞等はこれと同列に扱われるべきではない。書籍等は単独の商品であり、例えばクーリングオフによる返品も成立するであろうが、新聞等は長期間にわたる毎日の配達物としての意味をもつものであり、本法律には極めてなじみにくい商品である。その点からも今まで新聞等が「指定」されなかったのも当然である。とりわけ政党機関紙等にいたっては消費者が町で買おうと思っても簡単に購入できず通常、販売店の存在すらも知らずに過ごす人も多い“商品”なのである。

では何故、今日の時点でこのような本法律になじまない特殊なケースである新聞や政党機関紙等を「指定商品」にしようと政府は考えたのであろうか。たしかに以前から新聞勧

誘員がしつこい等との批判がなかったわけではない。しかし、昨今それがとりわけ社会問題になって国民から大きな批判を浴びた事件があったわけでもない。つまり今日あえて強行する理由はまったく見当たらないのである。もし理由があるとすれば、政府の最近の傾向からみて、政府が言論や思想・信条の自由に対する干渉を新聞から、さらに政党等の機関紙にまで強めようとする試みの一環であると見ざるを得ない。また今回の湾岸戦争に関連して、政府は法律を変えずに政令部分を強引に変更し、事実上の法改定にあたることをくりかえしてきた。今回の訪問販売法に関する政府の行為も、それとまったく同じやり方であるこにも注目せざるを得ない。

以上のことからわれわれは、今回の政府のとろうとしている訪問販売法における「指定商品」の追加として新聞や政党機関紙を含めることに、強い疑念をいただき反対するものである。政府が直ちに撤回するよう要求する。